

# 第8次大阪府医療計画（精神疾患）について

令和7年1月21日  
大阪府地域保健課

## 施策の方向・具体的な取り組み

## 目標

## 目的

多様な精神疾患等への対応

### 医療機関の明確化、医療機関の連携推進

・多様な精神疾患それぞれの都道府県連携拠点・地域連携拠点・地域精神科医療機関について、病病連携に活用できるよう医療機関等へ周知します。  
・二次医療圏ごとの医療機関関係者等による協議の場である精神医療懇話会において、医療機能情報の活用、連携体制の構築を図ります

### 多様な精神疾患に対応できる医療体制の整備

・難治性精神疾患の治療が進むよう、治療抵抗性統合失調症治療薬（クロザピン）や閉鎖循環式全身麻酔の精神科電気けいれん療法（mETC）等の専門的治療の普及を図ります。  
・アルコール依存症・うつ病・てんかん・高次脳機能障がい・摂食障がい・認知症など身体科との連携の必要が高い疾患が多くあることから、身体科における精神疾患への理解促進、連携体制の推進を図ります。  
・こどもの心診療ネットワーク事業、てんかん地域診療連携体制整備事業、妊産婦こころの相談センター事業により、医療機関同士の連携体制を推進します。

### 依存症対策の充実

・依存症について治療可能な医療機関を増やすとともに、人材の養成のための医療機関職員を対象とした専門的な研修を実施します。  
・身体科を含めた医療機関が、必要に応じて依存症の専門医療機関につなぐことができるよう連携体制を促進します。

### 認知症の人の支援に携わる人材の育成

・認知症サポート医養成研修、かかりつけ医・看護職員・歯科医師・薬剤師・病院勤務の医療従事者、病院勤務以外の看護師等を対象とした認知症対応力向上研修を実施し、認知症治療に携わる人材の育成を図ります。  
・認知症疾患医療センターにおいて、二次医療圏毎に地域の保健医療・介護・福祉の関係者を対象とした研修を実施し、保健医療・介護・福祉の連携を図ります。  
・認知症初期集中支援チームが安定的に稼働するために、認知症初期集中支援チームと認知症の人に関わる医療機関等との連携体制の充実を図ります。

### 地域包括ケアシステム構築に係る協議の場の実施

・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、大阪府・保健所圏域・市町村の協議の場の活用を図り、三層構造の支援体制による取組を進めていきます。  
・新興感染症の発生・まん延時の状況に応じて必要な精神科医療を提供するための連携体制の構築を図ります。

### 長期入院精神障がい者の地域移行推進

・より複合的な課題を持つ長期入院患者の退院をめざし、長期入院精神障がい者の退院支援に係る取組を継続します。  
・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」に係る協議の場を通じて、医療保健福祉連携を強化し、地域生活の定着を図ります。

### 入院医療における適切な医療及び保護の確保

・精神医療審査会において、入院届と入院期間の更新にかかる届けの審査及び退院・処遇改善請求の審査を行います。  
・入院治療を受けている、医療機関の外の者との面会交流が途絶えやすくなる医療保護入院者等を中心に入院者支援訪問員の派遣を行います。  
・入院患者への虐待を発見した際の通報窓口を設置し、早期発見、再発防止に取組みます。

### 夜間・休日精神科救急医療システムの充実

・夜間・休日精神科救急医療システムを安定的に運用できるよう、課題整理を行い、救急体制の充実を図ります。  
・身体科治療が優先される場合、身体科・精神科共に治療が必要な場合、精神科転院後に身体科が悪化した場合など、それぞれの症状に合った必要な医療を受けることができるよう、システムを運用していきます。

多様な精神疾患に対応できる連携体制の充実

依存症の治療可能な医療機関の増加

認知症の人の支援に携わる人材の増加

長期入院患者の減少、早期退院率の上昇、地域生活の維持

夜間・休日合併症支援システムを利用する二次救急医療機関等の増加

精神疾患のある人が、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを送ることができる社会の実現

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築